

あおり運転の行為 道交法に新設検討 警察庁来年改正案提出方針

ほかの車の走行を妨げるといった「あおり運転」の対策のため、警察庁は道路交通法を改正する方針を固めた。関係規定の罰則強化と、現行法では規定されていないあおり運転にあたる行為を新たに定めることを検討する。来年の通常国会への改正案提出を目指す。

現行の道交法にあおり運転そのものの規定はなく、警察は様々な法令を駆使してきた。主には道交法の車間距離保持義務違反を適用。ほかに急ブレーキ禁止違反、追いつき越しの方法違反なども適用した。より悪質な場合は、心理的に恐怖を与えたなどとして刑法の暴行罪や、自動車運転死傷処罰法の危険運転致死傷罪などで摘発してきた。さらに茨城県の常盤自動車道で8月にあった事件では、車を無理に止めさせたとして、県警は全国初とみられる強要容疑で男を再逮捕。

警察庁は、車間距離不保持など道交法の関係規定の厳罰強化や違反点数の引き上げを検討。あおり運転にあたる行為を道交法に新設し、取り締まりができるようにすることも視野に入れている。ほかの車の走行に危険を生じさせたり、停車を余儀なくさせたりといった行為を対象にしたい考えだ。新たに定める行為の罰則は暴行罪より厳しくすることを検討している。

あおり運転は、2017年6月に神奈川県東名高速で起きた事故をきっかけに社会問題化。警察庁は、昨年1月に摘発強化を指示し、昨年車間距離不保持での摘発は前年の1.8倍の1万3025件に上っていた。

ペイペイとドコモ 不正利用時の補償明記 乗っ取りなど被害拡大で

ソフトバンクグループ傘下のPayPay（ペイペイ、東京・千代田）とNTTドコモは28日、スマートフォン決済サービスの利用規約を改定し、第三者に不正利用された場合に被害額を補償する規定をそれぞれ明記する。利用者保護の姿勢を明確にし、サービスを安心して利用できる環境を整える。

ペイペイはこれまで個別に対応していた銀行口座情報の不正利用やアカウントの乗っ取りによる被害金額を一律で補償すると決めた。従来はクレジットカード情報の不正利用による被害の補償のみ明示していた。

加盟店への入金も補償する。ペイペイでは決済額が1万円を超えると加盟店の銀行口座に売上金を入金している。不正利用でカード会社が入金を止めた場合でも、売上金をペイペイが肩代わりして加盟店に支払う。

NTTドコモもスマホ決済「d払い」について、第三者に不正利用された場合の被害額の補償を開始した。ドコモの偽サイトに誘導してIDやパスワードを盗み取る「フィッシング詐欺」による不正利用の被害が拡大しているのに対応する。これまでは不正利用時の補償が規約に盛り込まれておらず、利用者から不満の声が出ていた。

セブン&アイ・ホールディングスの「セブンペイ」で7月上旬に大規模な不正利用が発生した際には利用者保護の課題が浮き彫りになった。スマホ決済サービスではLINEペイとみずほ銀行のJコインペイが以前から補償を明記しており、メルカリも8月に対応した。

受け子二度とさせぬ特殊詐欺 被害者の苦悩向き合わせ

振り込め詐欺などに関与する少年が急増していることを受け、各地の少年院が特殊詐欺に特化した矯正プログラムの導入を始めている。勧誘時の断り方や被害者感情の学習など各少年院が独自に作成。法務省も少年院で活用する更生教材の作成に乗り出しており、特殊詐欺の撲滅や少年の再非行防止に向けて本腰を入れている。

特殊詐欺の摘発が強化され、被害者から直接現金を受け取る「受け子」などは逮捕されるリスクが高まり、なり手が減少傾向にある。詐欺グループは「人材確保」のために地元の後輩を通じて少年に声をかけたり、ツイッターで「受けの仕事1件成功20万円」などと募集したりするケースが増えているという。

警察庁によると、2018年特殊詐欺で検挙された少年は749人で6年前の約4倍に増加。検挙者全体に占める少年の割合は約3割に上り、統計を取り始めた12年以降で最高となった。捜査関係者は「小遣い稼ぎやバイト感覚で特殊詐欺に手を染めた少年は罪の意識が低く、再非行を繰り返すケースも多い」と指摘する。

在院者約130人のうち約3割が詐欺に関する非行で入院した少年で占める多摩少年院（東京都八王子市）では、17年から独自の矯正プログラムを始めた。担当者は「受け子の仕事は傷害事件などと違い、相手が傷ついている姿を直接見ない。だまされている被害者から現金を受け取る際に『ありがとうございます』と感謝されることもあり、罪悪感が生まれにくい」と分析する。

このため同少年院では健全な金銭感覚を身に着ける授業などのほか、精神的ショックで自殺に追い込まれた被害者に関する新聞記事やテレビ番組などを見せて被害者感情にも向き合わせている。担当者は「お金だけでなく、命も奪っているかもしれないと知り、初めて事態の重大さを理解する少年もいる」と語る。

指導教官の〇さんは「『もう二度としません』と表向きだけ言わせるのではなく、なぜ詐欺をしてしまったのかを理解させ、二度と詐欺に手を出さないために何ができるかを考えさせるのが大事」と話す。

法務省も昨年度から特殊詐欺に特化した更生教材に特化した更生教材の作成に着手。「少年の関与は年々急増しており、対策は急務だ」と教材作成を急いでいる。



リスクトレーナーからのクエスチョン □を埋めてみましょう

～駐車も停車も禁止している場所は??～

Q1. 横断歩道、または自転車横断帯の前後側端からそれぞれ前後に
□メートル以内

Q2. バス、路面電車の停留所の標示板から□メートル以内

～駐車禁止の場所は??～

Q3. 駐車場、車庫などの自動車専用出入口から
□メートル

Q4. 車両右側の道路上に□メートル以上の余地がない場所

10 ・ 3.5 ・ 5 ・ 2.5 ・ 3

答えは
来月号
で☆

